

農作物等渇水対策事業 補助金のお知らせ

今年は、冬期間の積雪量が多かったものの梅雨時期の降雨量が少なかったことにより農業用水の不足が各地で見られ、揚水ポンプの使用等の対応が発生しています。

このようなことから、町では、昨年同様に「農作物等渇水対策事業」を下記の内容で実施いたします。農業経営の安定を図るために、農業用水の確保や供給に要した経費の一部を補助するものですので、ぜひご活用ください。なお、該当する方は、申請手続きを忘れずにお願いいたします。

補 助 対 象 者

- ① 農家個人
- ② 農業法人等
- ③ 自治区



補 助 対 象 経 費

①ポンプ等購入費

②ポンプ等リース料

③ポンプ燃料費

④消耗品購入費

⑤その他渇水対策に係る費用



※7月1日～8月31日までの
経費が対象となります

農 家 個 人 農 業 法 人 等

①ポンプ等購入費・リース料

補助率：合計経費の **30%** 以内

補助上限額 **6万円**

②ポンプ燃料費と消耗品購入費

補助率：合計経費の **50%** 以内

補助上限額 **6万円**

③その他渇水対策に係る経費

補助率：合計経費の **50%** 以内

補助上限額 **6万円**

(農業用水確保を目的とした車両や機械のリース料等)

自 治 区

①ポンプ燃料費

補助額 経費の **50%** 以内

※ポンプ等購入費・リース料、消耗品購入費は、水土里事業での支援を予定しています

②その他渇水対策に係る経費

補助額 経費の **50%** 以内

(農業用水確保を目的とした車両や機械のリース料等)

申請方法は裏面をご覧ください

▼ 補助金申請の流れ



1. 申請用紙を受け取る

申請用紙は、町農林振興課・新郷連絡所・奥川支所にありますのでご自由にお受け取りください。

また、町ホームページや公式LINEから申請用紙データをダウンロードすることが可能です。

2. 用紙に必要事項を記載する

申請用紙の記載例がありますので、参照しながらご記入ください。

3. 領収書の写し等の書類と合わせて農林振興課に提出する

申請書の他に経費に係る領収書等の写しの提出が必要となります。詳しくは申請用紙をご覧ください。

記入いただいた書類の確認を行いますので、提出書類は農林振興課まで直接お持ちください。

4. 補助金の受領

口座振込となります。

令和7年7月1日～8月31日までの
渇水対策に係る経費が補助の対象となります

⚠ 注意事項

他団体の補助金を申請する場合は、経費からその補助金相当額を差し引いた額を補助対象経費として申請書にご記入ください。

申請期限

令和7年9月26日(金)

【お問い合わせ先】

西会津町役場 農林振興課 農政係

TEL 0241-45-4531 / FAX 0241-45-3974

E-mail nourin@town.nishiaizu.fukushima.jp